

**プロポーザル方式による市有財産借受者公募要項
(薬院駅周辺自転車駐車場整備及び管理運営)**

令和7年12月

中央区役所地域整備部管理調整課

目 次

1	趣旨	1ページ
2	貸付物件	1ページ
3	貸付期間	1ページ
4	応募者の資格要件	1ページ
5	貸付契約の主な条件	2ページ
6	貸付物件の運用に関する条件	4ページ
7	スケジュール	5ページ
8	応募手続き等	5ページ
9	借受候補者の選定等	10ページ
10	契約の締結	11ページ
11	その他	11ページ

<別紙>

- 別紙1 貸付対象区域図
- 別紙2 物件個別調書
- 別紙3 借受候補者選定基準
- 別紙4 市有財産（土地）貸付契約書（案）

<様式>

- 様式1 公募参加申込書
- 様式1－2 誓約書
- 様式1－3 役員名簿
- 様式2 質問書
- 様式3 駐輪場の実績等を記載した書類
- 様式4 企画提案書
- 様式5 辞退届

プロポーザル方式による市有財産借受者公募要項

(薬院駅周辺自転車駐車場整備及び管理運営)

1 趣旨

福岡市では、放置自転車対策の推進や自転車駐車場（以下「駐輪場」という。）の利用促進を図るため、平成28年度から薬院駅周辺地区において、市有財産を民間事業者（以下「借受者」という。）に貸付け、その専門的な知識等を活用して駐輪場の整備及び管理運営業務を行っていただいております。

この度、令和8年3月31日をもって貸付期間が終了することに伴い、令和8年度以降に市有財産を借り受け、駐輪場の整備及び管理運営業務を行っていただく借受者の公募を実施するものです。

2 貸付物件

貸付物件は次のとおりです。貸付対象区画は別紙1の枠線内です。

所在地	貸付面積	整備台数
①中央区渡辺通4丁目4番（薬院新川沿い）	56.95m ²	①～③合計 自転車：140台以上 バイク：5台以上
②中央区渡辺通4丁目11番（薬院駅北駐輪場の隣接地）	111.05m ²	ただし、バイク駐車場は、 ①及び②のみ設置可とする。
③中央区平尾1丁目1番（薬院駅南駐輪場横の床版）	45.65m ²	

3 貸付期間

令和8年4月1日から令和15年3月31日までとします。

※ 貸付期間終了後、本市と借受者において協議により3年間（令和18年3月31日まで）の期間延長を可能とする。

4 応募者の資格要件

（1）応募資格

- ① 本市に本社や営業所を有する法人
- ② 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- ③ この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- ④ この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- ⑤ 福岡市税を滞納していない者であること。
- ⑥ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑦ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- ⑧ 「プロポーザル方式による市有財産借受者公募要項（薬院駅周辺自転車駐車場整備及び管理運営）」に定める条件及び法令等を遵守し、「借受者自らが時間貸駐輪場施設を、貸付期間中継続して施設の設置、管理・運営及び利用料の徴収」を行う資力、能力等を有する法人であること。
- ⑨ 時間貸駐輪場の施設の設置、管理・運営及び利用料の徴収業務について実績を有していること。
- ⑩ 申込みを行う法人及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び福岡市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑪ 申込みを行う法人及びその役員が、公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそれらの団体に属する者でないこと。

（2）グループによる応募

複数の法人により構成されるグループで応募することができます。グループで応募される場合は、次の事項に留意してください。

- ① 応募時に共同事業体を結成し、代表構成法人（他の団体は構成法人とします）を定め、応募は、代表構成法人名で行ってください。
- ② 単独で応募した法人は、他のグループ応募の構成員になることはできません。
- ③ 複数のグループ応募の構成員になることはできません。
- ④ 代表構成法人については福岡市内、構成法人については福岡都市圏内に、業務実施のための組織や従業員などを有していること。

※福岡都市圏は以下の市町を指します。

福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、糸島市

5 貸付契約の主な条件

（1）貸付の法的根拠

本件貸付契約は、地方自治法第238条の5の規定に基づく貸付（賃貸借契約）です。

（2）貸付契約の内容

- ア 借受者は、貸付物件において時間貸駐輪場施設を整備、運営することとします。
- イ 現状有姿での引き渡しとします。既設の工作物（フェンス、舗装等）の維持管理、補修等は借受者が自己の責任と負担のもとで実施してください。なお、現借受者が契約終了後に撤去する機器等については、別紙2を確認してください。
- ウ 周辺フェンスの撤去や取替え、地面の舗装等は必要に応じて借受者が自己の責任と負担のもとで実施してください。また、貸付契約終了時には借受者が自己の責任と負担のもとで現状復旧してください。
- エ 貸付期間中の貸付地の管理責任は借受者が負うものとし、借受者の責めに帰すべき事由により、第三者又は施設等に損害を与えた場合は、借受者においてその損害を賠償してください。

（3）借受者の収入

駐輪場の利用者が支払う利用料金（未収分を含む）は、すべて借受者の収入とします。

（4）貸付料

本市に対し年額の「貸付料」の提案をお願いします。基本貸付料と従量貸付料に分けて提案を行ってください。

① 基本貸付料

売上の如何に関わらず納付する年額を提案してください。下限額は、年額563,325円（税抜き）とします。

貸付料の額は、土地価格の変動等の影響を反映するため、令和10年4月に見直しを予定しています。その後、原則として3年ごとに見直すものとし、貸付料の額が、土地価格の変動その他の事情により不

相当となったときは、借受者と協議の上、将来に向かって貸付料を改定することができるものとします。

(2) 従量貸付料

また、従量貸付料（年額）は、売上（対象駐輪場の利用料金収入）、経費（対象駐輪場の管理運営にかかる費用）、収益（売上と経費の差）について見込み額を算出し、それらを前提とした従量貸付料率（収益に応じて福岡市へ支払う額の割合（以下「納付率」という））及び従量貸付料（年額）を提示してください。なお、貸付料は、消費税及び地方税相当額（現行の10%）を含んだ額とします。

(5) 納付方法

- ア 貸付料の納付は、福岡市が発行する納入通知書により指定期日までに納付していただきます。
- イ 基本貸付料の納付期日は、1年を4期に分け、1期分を5月15日、2期分を8月15日、3期分を11月15日、4期分を翌年2月15日とし、計4回の納付とします。ただし、各年度の期間が1年に満たない場合は、月割りとし、1月に満たない場合は日割りとします。
従量貸付料は当該年度の収益に納付率を乗じて算出した額を、翌年4月30日までに納付していただきます。
- ウ 納付期日が、民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日を納付期日とします。

(6) 遅延利息

借受者は前項の納付期日までに貸付料を納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額を遅延利息として（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）福岡市の発行する納入通知書により納付しなければなりません。ただし、貸付料の額が2,000円未満である場合又は遅延利息の額が1,000円未満である場合においては、徴収しません。

(7) 貸付物件の用途指定

当該貸付物件は時間貸駐輪場施設の用途（以下、指定用途という）に供さなければなりません。

(8) 禁止事項

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業（以下、風俗営業等という）の敷地として利用することや第三者に風俗営業等をさせること。
- イ 当該貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。
- ウ ごみその他汚物を廃棄すること。
- エ 市有地の敷地、工作物及び設備等を毀損又は汚損すること。
- オ 公序良俗に反する行為、風紀を乱す行為を行うこと。
- カ 政治的又は宗教的な行為を行うこと。
- キ 本件賃貸権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

(9) 実地調査等

前記（7）及び（8）の履行を確認するため、福岡市が貸付物件の利用状況等についての実地調査を実施するとき、又は関係資料の提出を求められたときは、借受者は必ず福岡市に協力しなければなりません。

(10) 資料の提出等

ア 借受者は、毎月1回、次の資料をデータ（エクセル形式）で提出していただきます。

- ① 入出庫台数（日別）
- ② 稼動率（時間帯別）
- ③ 売上、経費及び収益
- ④ 事故等のトラブル

イ 借受者は、毎年1回、駐輪場の利用状況、管理運営状況等記載した事業報告書を作成し、各年度終了後速やかに福岡市に提出するものとします。なお、福岡市はこれを公表できるものとします。

ウ 福岡市情報公開条例に基づく開示請求又は市議会からの要請を受けた場合には、借受者は福岡市に協力するよう努めるものとします。

エ 福岡市が、債権の保全上必要があると認めるとき、又は第三者に当該貸付物件を転貸している疑いがある場合等において、確認の必要があると認めるときは、福岡市は借受者に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。

(11) 違約金

借受者は、前記（7）～（9）及び（10）ア、イ、エの条件に違反した場合には、当該年度の貸付料（年額）の100分の30に相当する額を違約金として福岡市に支払わなければなりません。

(12) 事業終了時等の原状回復について

貸付期間満了時や借受者の自己都合で事業を終了した場合には、市と協議の上、借受者の負担により設置した駐輪器具等は撤去し、原状回復してください。

ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間も引き続き借受者として駐輪場の管理運営を行うことが明らかになったときは、当該貸付物件を原状回復することなく、引き続き使用することができます。

なお、借受者と次の貸付期間における借受者（以下、新借受者という）が異なる場合は、必要に応じて、福岡市、借受者及び新借受者間で原状回復に関する協議を行っていただきます。

借受者の自己都合で借受期間中途において事業を終了した場合は、新借受者へ引き継ぐための十分な期間を取って本市へ書面による申し出を行い、円滑な事業継続のため借受者は本市に協力するものとします。

6 貸付物件の運用に関する条件

応募者は、提案に際して次のことに留意の上、提案を行ってください。

- (1) 貸付物件は時間貸駐輪場施設とし、24時間営業とします。
- (2) 駐輪場の駐輪可能台数について、自転車140台以上、バイク（原動機付自転車及び普通自動二輪車（125cc以下））5台以上を確保するものとし、最適な配置、台数を提案してください。
- (3) 2段式の駐輪設備は不可とします。
- (4) 借受者は、利用者の安全を十分考慮した駐輪設備の配置やその他の安全対策についても提案してください。（出入口には段差が発生しないようにすること。）
- (5) 駐輪料金の設定については、周辺駐輪場の駐輪料金等を勘案し、利用料金の設定を提案してください。
なお、実施に際しては、事業開始までに福岡市の承認を得てください。
- (6) 利用状況に応じ、料金改定を行うことができるものとしますが、その場合も同様に福岡市の承認を得るものとします。
- (7) 駐輪場の設備整備（駐輪機、精算機、場内看板等）の設置について提案してください。なお、整備にかかる費用については、すべて借受者の負担とします。
- (8) 対象駐輪場への電源、通信の引き込みが必要な場合は、借受者の負担で行ってください。

- (9) 各駐輪場の整備に関する工事の手順及び行程について提案してください。なお、整備に際しては事前に市と協議を行うとともに、工事期間中は、近隣者への配慮と安全の確保に努めてください。
- (10) 供用開始後1週間程度は、人員を配置するなど、場内案内、駐輪機・精算機操作説明、駐輪機に入庫しない不正駐輪指導等にあたってください。
- (11) 借受者は諸設備のメンテナンス、利用者対応など、必要な維持管理について提案してください。なお、運営にかかる費用は借受者の負担とします。
- (12) 地震、暴風雨等の自然災害による破損や大規模停電時等に備え、緊急連絡体制や迅速な復旧のためマニュアルを提示してください。
- (13) 利用者からの問い合わせ・苦情や駐輪機・精算機等のトラブル等については、インター（フリーダイヤル）による通報等に24時間体制で対応し、概ね30分以内にトラブルに対処するものとし、具体的な内容を提案してください。
- (14) 駐輪場運営にかかる事故、トラブル、その他管理上の瑕疵は借受者の責任において処理し、当該処理に要する費用についても、借受者の負担とします。なお、借受者は貸付期間中、借受者の負担で施設賠償責任保険等に加入してください。
- (15) 長期にわたって駐輪している自転車については、警告札貼付及び警察への照会手続きを経た後、借受者にて撤去、処分するものとし、そのフローを提示してください。
- (16) 駐輪場利用者のサービス向上に努めた提案をしてください。
- (17) 当該駐輪場において、放置自転車対策の取り組みを提案してください。
- (18) 当該駐輪場の省エネへの取り組み等を提案してください。
- (19) 機器等の光熱費に関する費用については、借受者が負担することとします。
- (20) 借受者は、駐輪場の整備、管理、運営にあたり、関係法令を遵守してください。

7 スケジュール

スケジュールについては、下記のとおりです。ただし、やむを得ない事情により変更する場合があります。

項目	日 程
公募要項の配布	令和7年12月8日（月）～令和8年1月16日（金）
質問の受付	令和7年12月8日（月）～12月17日（水）
質問に対する回答	令和7年12月8日（月）～12月23日（火）（予定）
応募書類の提出期間	令和7年12月23日（火）午前9時30分～令和8年1月16日（金）午後5時
選考審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和8年1月29日（木）（予定）
借受候補者の決定及び審査結果通知	令和8年2月上旬（予定）
貸付契約の締結	令和8年4月1日（水）（予定）
貸付開始（工事）	令和8年4月1日（水）（予定）
貸付物件の供用開始	令和8年4月中（目安）※提案、審査のうえ決定します。

※受付は午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く。）とし、休日（福岡市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日をいう。）は受付を行いません。

8 応募手続き等

（1）公募の概要

ア 本公募要項の内容に基づき駐輪場施設の設置、管理・運営を行う借受者を公募します。

イ 借受候補者の選定にあたっては、プロポーザル方式により、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、提案の内容、実績及び経営能力等を総合的に審査し、借受候補者を決定します。借受候補者が契約を締結しない場合等には、次に優れた評価を得た次点者との契約締結を予定しています。（ただし、評価内容により次点者を定めない場合があります。）

（2）公募要項等の配布

配布期間	令和7年12月8日（月）～令和8年1月16日（金）
配布方法	福岡市役所のホームページからダウンロードしてください。 ※区役所窓口での配布は行いません。
福岡市 HP	URL: https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html

（3）質問方法及び回答

本公募に関する質問方法及び回答は、以下のとおりです。

提出期間	令和7年12月8日（月）午前9時30分～12月17日（水）午後5時
提出様式	質問書（様式2） (質問欄は適宜拡大、追加してください。質問は簡潔にお願いします。)
提出方法	質問書（様式2）を電子メールで提出してください。なお、送信の際の件名は「薬院駅周辺自転車駐車場整備及び管理運営」に関する質問（質問者名）としてください。 これ以外の方法（電話、FAX等）による受付は行いません。
提出先	福岡市中央区役所地域整備部管理調整課 E-Mail: kanri.CWO@city.fukuoka.lg.jp
質問の回答	URL: https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html (令和7年12月23日（火）までに回答を掲載予定)

（4）応募書類の提出

提出期間	令和7年12月23日（火）～令和8年1月16日（金） 受付時間 午前9時30分～正午、午後1時～午後5時 休日（福岡市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日をいう。）を除く。
応募書類	A：応募者に関する書類 B：企画提案書類
提出方法	応募書類の部数等を確認の上、上記提出先へ持参してください。 これ以外の方法（郵送、FAX、電子メール等）による受付は行いません。
提出先	福岡市中央区大名2丁目5番31号（福岡市中央区役所3階） 福岡市中央区地域整備部管理調整課

備考	<p>1. 応募者は、応募書類等の提出をもって本募集要項、契約書等の内容を承諾したものとみなします。</p> <p>2. 応募書類等の差替え等は、提出期間内に限り行うことができます。 提出期間後の差替え、追加提出はできません。</p> <p>3. 上記応募書類のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがあります。</p> <p>4. 提出された書類は、審査を行うために必要な範囲において、複製することがあります。</p> <p>5. 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、提出された書類は、原本1部を保存用とし、その他の写し等については、福岡市の責任により処分いたします。</p> <p>6. 提出された書類は、今回の選考以外には使用しません。</p> <p>7. 応募書類等の作成及び提出に要した経費は、すべて応募者の負担とします。</p> <p>8. 応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式5）を、令和8年1月23日（金）午後5時までに提出してください。</p>
----	---

（5）応募書類の内訳

【A：公募参加者に関する書類】

- ① 公募参加申込書（様式1）
 - 受付番号は空欄のまま提出してください。
- ② 定款又は寄付行為
- ③ 登記事項証明書 原本
 - ・法務局発行の現在事項全部証明書を提出。（履歴事項全部証明書でも可）
 - ・発行後3か月以内の原本であること。
- ④ 応募者の概要
 - ・企業理念（経営方針）・CSRへの取組み・事業経歴
 - ・創立（創業）年月日・資本金（出資総額）
 - ・事業内容（事業種目、取扱品目・サービス及び年間取扱高、事業所、所在地及び従業員数、主な取引先等）
- ⑤ 駐輪場事業の実績等を記載した書類（様式3）
 - ・過去3か年の官公庁と契約等締結した実績
 - （駐輪場の賃貸借契約、指定管理、管理・運営委託契約、機器のリース契約等にかかる件名、契約相手、契約期間、契約金額、運営規模等を記載）
 - ・過去3か年の民間等と契約等締結した主な実績
 - （駐輪場事業について応募者のPRとなるもの）
- ⑥ 直近の決算2年分の財務諸表の写し
 - ・貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。
- ⑦ 福岡市税を滞納していないことの証明書
 - ・福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・発行後3か月以内の原本であること。 <p>⑧ 消費税及び地方消費税納税証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社所在地の所轄の税務署発行の証明書 ・証明書の種類は「納税証明書（その3）」とする。（「その3の2」「その3の3」でも可） ・発行後3か月以内の原本であること。 <p>⑨ 誓約書（様式第1－2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入すること。 <p>⑩ 役員名簿（様式第1－3号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者及び役員の氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。 ・この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。 ・役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、漁協組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）
提出部数	<p>①～⑩すべての書類について各1部</p> <p>なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者で、当該登載の有効期間内にこの提案募集の開始日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあっては、⑦及び⑧の提出を免除する。</p>

【B：企画提案書類】	
① 企画提案書（様式4）	受付番号は空欄のまま提出してください。
② 企画提案資料（様式は問いません）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書（A4サイズ、片面、25枚以内で作成） ・レイアウト図・土木図・配管図（A3サイズ、縮尺・方位を統一） <p>※ 現地に設置された状況が分かるイメージ図（合成写真等でも可）を必ず添付してください。</p>
提出部数	①については原本のみ、②については原本各1部、写し各8部
備考	<ol style="list-style-type: none"> 企画提案資料には、会社名、ロゴマーク等作成者が誰であるかが分かる表示は一切しないでください。 提案は本公司要項の福岡市が定める要件に合致する内容としてください。 提案については、一応募者につき一提案とします。

○企画提案資料について

- ・事業計画書作成にあたり、次の項目は提案内容となりますので、必ず記載してください。

項目	記載内容	審査で重視する点
貸付料（年額）	基本貸付料（年額） 従量貸付料（年額） 売上、経費、収益の見込み及び納付率	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付料の総額 ・従量貸付料の売上、経費、収益の見込み及び納付率の設定は適切か。

項目	記載内容	審査で重視する点
機器等の仕様 及び レイアウト図	貸付対象区画ごとの収容台数 駐輪区画と駐輪機、精算機、場内看板等の場所	・条件の収容台数を満たしているか。 ・駐輪機、精算機、場内看板等は利用者に分かりやすいか。
利用料金	利用料金（自転車及びバイクの時間ごとの利用料金）	・周辺駐輪場と比較し、適正な料金設定となっているか。
運営体制	・苦情処理等十分な組織体制 ・定期的な市との打合せ協議 ・災害やトラブルが発生した場合の対応方法、対処に要する時間等を記載 ・災害が生じた場合のフロー等 ・駐輪場内の事故 ・機器の故障 ・その他	・苦情処理等十分な組織体制が整っているか。 ・定期的に市との打合せ協議が可能か。 ・災害、トラブルへの効果的で迅速な対応が提案されており、対応方法、所要時間は適当か。
安全対策	利用者への安全対策	・利用者の安全を十分に配慮した安全対策となっているか。 ・防犯対策はあるか。
維持管理	諸設備の保守点検や清掃状況	・諸設備の保守点検は万全か。 ・場内の清掃頻度は妥当か。
管理実績	他都市や本市の管理・運営 民間駐輪場での管理・運営	・他都市や本市において管理・運営事業の実績があるか。 ・民間駐輪場での管理・運営事業の実績があるか。
経営能力	経営実績・経営状況・運営能力	・経営実績・経営状況・運営能力は適当であるか。
サービス向上	利用者へのサービス向上	・利用者へのサービス向上が図られているか。 ・キャッシュレスでの支払い機能があるか。
長期駐輪対策	長期駐輪自転車の対応	・長期駐輪している自転車について、適正な対応となっているか。
放置自転車対策	放置自転車への取り組み	・放置自転車への取り組みがなされているか。
環境への配慮	省エネへの取り組み等	・省エネへの取り組みがなされているか。
工事の手順及び 行程等	工事手順及び方法並びに工程等	・工事の手順方法及び工程は適切か。また、工事期間中は近隣者への配慮と安全確保に努めているか。

・レイアウト図については、次のことに留意のうえ作成してください。

- ①駐輪区画を記載すること。
- ②駐輪台数を明記すること。
- ③精算機や看板等の場所を記載すること。

9 借受候補者の選定等

(1) 選定方法

- ア 借受候補者の選定にあたっては、プロポーザル方式において実施し、「市有財産借受者（薬院駅周辺自転車駐車場整備及び管理運営）」選定委員会（以下、委員会という）によって、応募者から提出された応募書類、企画提案内容のプレゼンテーション及びヒアリング等により審査を行い、借受候補者を決定します。
- イ プrezentation及びヒアリングは、選定委員会にて実施します。
- ウ 企画提案書類の内容について、福岡市から質問する場合があります。その場合は、速やかに回答してください。

(2) 選定基準及び配点

借受候補者を選定するための選定基準及び配点は別紙3のとおりです。

(3) プrezentation及びヒアリング

ア 実施予定日

令和8年1月29日（木）※時間・場所等については、後日お知らせします。

イ 出席者

責任者を含め3名以内とします。

ウ その他

- ・応募者による企画提案書類等の説明及び質疑応答を実施します。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングに要する経費は、全て応募者の負担とします。
- ・プレゼンテーションは提出された企画提案書をもとに実施することとし、追加の資料配布及び追加提案は認めません。
- ・スクリーン及びプロジェクターの使用はできません。
- ・プレゼンテーションの時間は15分以内とします。

(4) 失格要件

次の失格要件に該当すると認められる場合は、失格とします。

ア 本公募要項の定める応募資格要件を満たしていない場合

イ 企画提案書類の内容が、本公募要項の示す要件を満たしていない場合

ウ 応募書類等に虚偽の記載があることが判明した場合

(5) 借受候補者の決定及び審査結果の通知、公表

借受候補者は、令和8年2月上旬に決定する予定です。審査結果は応募者全員に文書（電子メール）にて通知しますが、審査結果や内容に関するお問い合わせには応じません。

なお、決定した借受候補者については、福岡市ホームページにて公表する予定です。

(6) 借受候補者の決定の取消し

次の場合には、借受候補者としての決定を取り消します。なお、借受候補者としての決定を取り消した場合には、選定基準に照らし次に優位な応募者を次点者として、借受候補者に繰り上げます。

ア 借受候補者の決定から契約締結までの間に、借受候補者において資金状況の変化等により、駐輪場の施設の設置、管理・運営及び利用料の徴収の履行が確実でないと福岡市が判断した場合

イ 著しく社会的信用を損なう等により、借受候補者として相応しくないと福岡市が判断した場合

- ウ 借受候補者が本公募要項の定める応募者の資格要件に適合しなくなった場合
- エ 借受候補者が本件契約を締結しない場合

10 契約の締結

(1) 契約の締結

- ア 借受者の決定後、福岡市と借受者の間で、時間貸駐輪場運営等にあたっての細目を協議します。借受者の企画提案書類の内容を反映させる目的で、契約締結にあたり関係書類の補正等を行う場合があります。
- イ 福岡市と借受者は令和8年4月1日に契約を予定しており、契約書（案）は別紙4になります。
- ウ 本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、借受者の負担とします。
- エ 借受者が本件契約を締結しない場合、借受者としての決定は無効となります。また、福岡市契約事務規則第2条第2項に基づき、福岡市の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

(2) 契約保証金

- ア 借受者は、本件契約締結後、福岡市が指定する日までに、基本貸付料の1年分に相当する額の契約保証金を納付していただきます。
- イ 契約保証金は本件契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、借受者の請求に基づき利息を付さずに返還します。
- ウ 借受者が本件契約上の義務を履行しないときは、福岡市は本件契約を解除し、納付された保証金は福岡市に帰属することになります。

11 その他

- (1) 事情により予告なく公募を取り止める場合があります。
- (2) 本公募要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、福岡市公有財産規則、福岡市契約事務規則、その他関係法令等の定めるところによります。
- (3) 貸付物件に設置する看板等の表示が広告物に該当する場合は、福岡市屋外広告物条例により、福岡市住宅都市みどり局都市景観室の指導を受ける必要があります。
- (4) 駐輪場稼働後の事故等のトラブルについては、月1回の報告としておりますが、場内で大きなトラブルがあった場合は、その都度、速やかに市へ報告してください。
- (5) 本公募に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒810-8622 福岡市中央区大名二丁目5番31号

福岡市中央区役所 地域整備部 管理調整課 担当：古賀、田畠

(TEL) 092-718-1093

(e-Mail) kanri.CWO@city.fukuoka.lg.jp